

茨城工業高等専門学校の課外活動に係る在り方と方針

令和4年12月5日
校長 裁定

1 本校における課外活動の在り方

- (1) 課外活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、学生にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、「自律と創造」を教育理念として掲げ、豊かで持続可能な社会を実現するために、自律的にこれらの課題に取り組んでこれらを解決すると共に、新しい知識を生み出すことのできる創造性あふれる技術者を育成する。」という本校教育理念を達成する上でも極めて効果的な活動である。
- (2) 課外活動は学生の自主自律の精神を基本に、学生と指導教員との合意形成により適切な活動日程や活動量を定め、双方にとって過度な活動にならないよう配慮するとともに、学生がボランティア活動など多様な学生生活を送る機会をもてるよう配慮することが必要である。
- (3) 感染症対策や災害対策のため、課外活動を制限する場合がある。

2 本校における課外活動の方針

2-1 課外活動の休養日の設定

- (1) 年間を通して各週、授業日で1日以上、休業日で1日以上を休養日とする。長期休業期間中も週2日以上を休養日とする。
- (2) 大会参加等で休養日が取れない週がある場合、前後の週に振替日を設定する。やむを得ず休養日が設定できない場合には学生主事と相談の上、別途振替日を設定する。
- (3) 夏・春の長期休業中に、少なくとも1週間程度の休養期間を設定する。
- (4) 毎回の活動は指導教員の指導の下で行い、授業日で2時間程度、休業日では午前もしくは午後の何れかで3時間程度とする。大会参加等の場合はこの限りでない。
- (5) 定期試験の1週間前以降試験終了までは課外活動を行わない。ただし、大会参加等、事前に学生主事の許可を得た場合は、必要最小限の活動についてのみ許可する。
- (6) 指導教員は休日等の課外活動指導に対しては計画的に休日振替を行うとともに、他の指導教員と連携し、振替休日に課外活動業務を行わないこと。

2-2 課外活動の年間計画等の策定

- (1) 指導教員は、「関東・全国大会及びこれらにつながる大会への出場について」等を勘案し、年間活動計画（参加を予定している大会やコンテスト等、長期の休養期間）を策定する。また、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所・内容、休養日）を作成し、これらを学生主事に提出する。
- (2) 学生主事は提出された活動計画・実績について確認し、過度な活動をしていると判断される場合は、当該団体あるいは当該指導教員に対し速やかな改善を求める。
- (3) 感染症対策のため、各部・同好会での感染症対策を記載した「感染症対策調査票」を作成し、学生主事に提出する。

2-3 課外活動の運営について

- (1) 体罰・活動の強要については、いかなる理由があっても決して許されるものではない。指導に当たっては、集団・個人の希望や能力に応じた適切な指導に徹する。
- (2) 保護者の理解と協力は学校運営上欠かすことのできない重要なことである。指導教員は毎年度、指導に関する基本方針、大会やコンテスト等の年間計画及び長期の休養期間、日常の活動時間・休養日を明確にし、保護者に示すこと。
- (3) 活動中のケガなどの事故が発生した場合には、顧問教員が学生主事・主事補、学生支援係や保健室など必要な部署と連携し、適切に対応すること。